



Title	外資系企業等の取扱い（対内調整）(4)(公取委 外務省外交史料館レファレンス番号：H221024)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(2)No.4 公開日：平成22年11月26日 外務省外交史料館管理番号：B'5.1.0.J/U24 CD・DVD番号：H22-007
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43435
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

公取委



アメリカ局長
参事官
北米第一課長

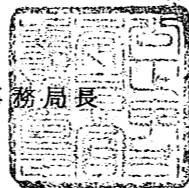
条約課長

46公官総第252号

昭和46年3月19日

外務省アメリカ局長 殿

公正取引委員会事務局長



在沖外資系企業の取扱い等について(回答)

標記について、下記のとおり回答します。

記

米大使館ペーパーB・Eに関連して、独占禁止法の適用にあつては、外資、非外資系の区別なく取扱うものであることを確認されたい。

46.3.19

公正取引委員会事務局

V 米大使館ペーパーEの1の最初に次の
ことを記入する。

1. 各企業は、復帰後、日本の独占禁止法の

適用を受けたか、その際、業務内容によっては、

認可、届出等の義務を課せられることがあるので

十分、独占禁止法の規定を尊重されたい。米

公正取引委員会事務局

Ⅴ 米大使館パーパーEの1の最初に、次の
ことを記入する。

1. ^{日本の企業に該当する}各企業は、復帰後、日本の独占禁止法の

適用を受けたが、その際、業務内容によっては、

認可、届出等の義務を課せられたことがある。

~~十分、独占禁止法の規定を遵守した。~~米
遵守済